二五分〇七秒一四一・五六二メートルの点を(ナ)とし、(ナ)の地点において一六度二六分四七秒一六五・八五九メートルの点を(ラ)とし、(ラ)の地点において一四度三五分〇四秒三九〇・三八三メートルの点を(ム)とし、(ム)の地点において三〇度〇四分〇〇秒六二・八五六メートルの点を(ウ)とし、(ウ)の地点において一〇四度四一分四〇秒一〇・九七九メートルの点を(ヰ)とし、(ヰ)の地点において一五度二〇分四五秒二七二・六四〇メートルの点を(ノ)とし、(ノ)の地点において一三度一六分五六秒一六四・九七二メートルの点を(オ)とし、(オ)の地点において一五度三七分四五秒四四三・六四七メートルの点を(ク)とし、(ク)の地点において一七度〇二分五三秒三四九・八〇八メートルの点を(ヤ)とし、(ヤ)の地点において三五七度〇六分〇五秒二八・五九五メートルの点を(マ)とし、(マ)の地点において二八三度二〇分二三秒一八・六一一メートルの点を(ケ)とし、(ケ)の地点において三度二四分四二秒一六六・三九〇メートルの点を(フ)とし、(フ)の地点において九度二三分二九秒一八〇・一一二メートルの点を(コ)とし、(コ)の地点において一〇〇度一六分〇八秒三四五・三三八メートルの点を(エ)とし、(エ)の地点において一九四度四一分三七秒四一六一・四一一メートルの点を(テ)とし、(テ)の地点において一八八度三二分四六秒七四六・五五八メートルの点を(ア)とし、(ア)の地点において一九四度四一分三八秒一一〇・九七九メートルの点を(サ)とし、(サ)の地点において二八〇度五二分〇五秒八〇・一二七メートルの点を(キ)とし、以上(イ)から(キ)までを順次結んだ線及び(キ)と(イ)を結んだ線で囲まれた区域内の海岸保全区域の区域並びに宮崎県宮崎市佐土原町下那珂字明神山一番に設けた金属鋲（公共座標表示：X座標マイナス一〇九二五〇・〇七七、Y座標四六六六五・一九一）から方向角一七度二二分九秒四一・〇二五メートルの点を(A)とし、(A)の地点において一三度五七分四六秒八二・五七二メートルの点を(B)とし、(B)の地点において九一度三〇分二二秒三・五〇〇メートルの点を(C)とし、(C)の地点において三四〇度八分一四秒三一・一四五メートルの点を(D)とし、(D)の地点において二八三度五七分四八秒二二・八七二メートルの点を(E)とし、(E)の地点において一九度二八分二五秒二四五・八九五メートルの点を(F)とし、(F)の地点において一〇度三二分三七秒一七一・二一四メートルの点を(G)とし、(G)の地点において二〇度五分五四秒一六五・六三〇メートルの点を(H)とし、(H)の地点において一六度二八分二四秒五二八・五一一メートルの点を(I)とし、(I)の地点において一六度二八分二七秒四二八・一六六メートルの点を(J)とし、(J)の地点において二五度三六分五七秒二七・〇五一メートルの点を(K)とし、(K)の地点において一〇七度三二分二四秒一七・五四九メートルの点を(L)とし、(L)の地点において一八度一八分五一秒一六八・〇三四メートルの点を(M)とし、(M)の地点において一〇六度四七分五五秒一六六・七〇五メートルの点を(N)とし、(N)の地点において一九六度一七分四秒一八三五・九九四メートルの点を(O)とし、(O)の地点において二八五度三二分三〇秒一六四・一四二メートルの点を(A)とし、以上(A)から(O)までを順次結んだ線及び(O)と(A)を結んだ線で囲まれた区域内の海岸保全区域の区域

関東地方整備局長　森北　佳昭

○関東地方整備局告示第二百十二号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局国営アルプスあづみの公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月九日

一　公園の名称　国営アルプスあづみの公園
二　兼用工作物の位置　長野県安曇野市穂高牧
三　管理者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　長野県知事
　住所　長野県長野市大字南長野字幅下六九二の二
四　管理者が行う兼用工作物の管理の内容　兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧
五　管理の期間　平成二十五年三月六日から道路の存続する日まで

○関東地方整備局告示第二百十三号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局国営アルプスあづみの公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　公園の名称　国営アルプスあづみの公園
二　兼用工作物の位置　長野県安曇野市穂高牧
三　管理者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　安曇野市長
　住所　長野県安曇野市豊科四九三二の四六
四　管理者が行う兼用工作物の管理の内容　兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧
五　管理の期間　平成二十五年三月六日から道路の存続する日まで

○関東地方整備局告示第二百十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　9
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人神奈川県建築安全協会
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	松野　晃一
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　21
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社湘南建築センター